

介護サービス みどり 訪問介護料金表

●訪問介護

4 級地 10.84 円 (円)

訪問介護費（1 回につき）	単位数	利用者負担額（円）		
		1 割	2 割	3 割
身体介護が中心である場合				
（1）所要時間20分未満の場合	163	177	354	530
（2）所要時間20分以上30分未満の場合	244	265	529	794
（3）所要時間30分以上1 時間未満の場合	387	420	839	1,259
（4）所要時間1 時間以上の場合	567	615	1,230	1,844
（4）に所要時間1 時間から計算して所要時間 30分を増すごと	82	89	178	267
生活援助が中心である場合				
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	179	194	388	582
（2）所要時間45分以上の場合	220	239	477	716
通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合	97	106	211	316
身体介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合（所要時間20分から計算して25分を増すごとに）198単位を限度とする。	65	71	141	212
緊急時訪問介護加算	100	109	217	326
初回加算	200	217	434	651

●加算等

早朝・夜間加算（早朝6-8時、夜間18-22時に訪問した場合）	所定単位数の25%を加算
深夜加算（深夜22時-翌6時に訪問した場合）	所定単位数の50%を加算
2人の訪問介護員によるサービス提供	所定単位数の200%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の10%を加算
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の28.7%を加算

※利用者負担算出方法

地域単価（10.84円）×単位数＝〇〇円（1 円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合（1 円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※負担割合は、1 割負担の場合：0.9、2 割負担の場合：0.8、3 割負担の場合：0.7

※所定単位数＝基本サービス費に各種加算減算を加えた介護報酬総単位数

※1 単位未満の端数四捨五入

※介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1 円未満切り捨て））

●運営基準に定められたその他の費用（交通費）

通常の事業の実施地域内（相模原市、町田市）	無料
通常の事業の実施地域外	訪問介護員等が訪問するための交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合は、交通費は次の額をお支払いいただきます。 1 通常の事業の実施地域を超えてから 片道概ね 1km未満 150円 2 通常の事業の実施地域を超えてから 片道概ね 1km以上 150円 (以降、1km増すごとに50円加算)

●通常のサービス提供を超える費用（自費サービス：利用者負担10割）

介護保険の区分限度額を超えてサービスを利用したい場合、また介護保険では適用とならないサービスのご希望の場合の、「介護保険枠外」のサービス料金です。

時間	料金	
8時～18時	30分	1,650円
6時～8時（早朝） 、 18時～22時（夜間）	30分	2,062円
22時～翌6時（深夜）	30分	2,475円

※「自費サービスのみをご利用の場合」は、当事業所から訪問するための交通費（実費）がかかります（通常の実施地域内で、「介護保険対象サービスの終了後、その延長で自費サービスをご利用される場合は、交通費はかかりません）

令和 8年 6月 1日

相模原市)
1 回につき
1 回につき
1 月につき

1 月につき
1 月につき

(実費) が 易合の交通
ハ、
ハ、

ービス

す。
易合」